

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2020年（令和2年）3月23日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 山陽マルナカ加茂店

所在地 福山市加茂町字上加茂字中曾禰243番1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 (仮称) 山陽マルナカ福山店

所在地 福山市加茂町字上加茂字中曾禰243番1 外

(変更後) 名 称 山陽マルナカ加茂店

所在地 福山市加茂町字上加茂字中曾禰243番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

3 変更の年月日

(1) 2020年（令和2年）3月17日

(2) 別紙のとおり

(3) 別紙のとおり

4 変更する理由

(1) 名称変更のため

(2) 代表者変更のため

(3) 代表者変更のため

5 届出年月日

2020年（令和2年）3月17日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2020年（令和2年）3月23日から2020年（令和2年）7月27日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2020年（令和2年）7月27日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課

別紙

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更年月日	項目	変更前	変更後
平成23年11月25日	氏名又は名称 代 表 者 住 所	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 中山 明憲 岡山市南区平福一丁目305番地の2	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 <u>栗本 建三</u> 岡山市南区平福一丁目305番地の2
平成26年 5月24日	氏名又は名称 代 表 者 住 所	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 栗本 建三 岡山市南区平福一丁目305番地の2	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 <u>井出 武美</u> 岡山市南区平福一丁目305番地の2
平成28年 4月 1日	氏名又は名称 代 表 者 住 所	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 井出 武美 岡山市南区平福一丁目305番地の2	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 <u>辻 雅信</u> 岡山市南区平福一丁目305番地の2
平成30年 2月 1日	氏名又は名称 代 表 者 住 所	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 辻 雅信 岡山市南区平福一丁目305番地の2	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 <u>宮宇地 剛</u> 岡山市南区平福一丁目305番地の2

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更年月日	項目	変更前	変更後
平成23年11月25日	氏名又は名称 代 表 者 住 所	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 中山 明憲 岡山市南区平福一丁目305番地の2	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 <u>栗本 建三</u> 岡山市南区平福一丁目305番地の2
平成26年 5月24日	氏名又は名称 代 表 者 住 所	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 栗本 建三 岡山市南区平福一丁目305番地の2	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 <u>井出 武美</u> 岡山市南区平福一丁目305番地の2
平成28年 4月 1日	氏名又は名称 代 表 者 住 所	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 井出 武美 岡山市南区平福一丁目305番地の2	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 <u>辻 雅信</u> 岡山市南区平福一丁目305番地の2
平成30年 2月 1日	氏名又は名称 代 表 者 住 所	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 辻 雅信 岡山市南区平福一丁目305番地の2	株式会社 山陽マルナカ 代表取締役 <u>宮宇地 剛</u> 岡山市南区平福一丁目305番地の2

※変更箇所は下線で表示